

社会福祉法人おおぞら 役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおぞら（以下「法人」という。）の定款第8条の評議員の報酬、定款第21条の役員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬は、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用は、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、その勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び国又は地方公共団体の職と兼職する評議員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 前条の役員に対する報酬の額は次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各項に定めるところとし、その総額は次の各号に示す範囲内であるものとする。

- (1) 理事に対する報酬の総額は、別表1に定める範囲とする。
- (2) 監事に対する報酬の総額は、別表1に定める範囲とする。
- 2 非常勤の役員に対する報酬額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬額は別表2に定める額とし、その年間の総額は定款第8条に定める金額を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長及び業務執行理事に対する報酬の支給の時期は、次に定める時期とする。

報酬 毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規則に準じて支給）

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補 則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

付 則

平成29年4月1日より施行する。

付 則

この規則は、平成30年6月22日（平成30年度定時評議員会議決日）から施行し、平成29年4月1日より適用する。

付 則

この規則は、令和3年6月21日（令和3年度定時評議員会議決日）から施行する。

第4条関係

別表1（非常勤の役員等の報酬の総額）

報酬を受ける役員等	年間の報酬総額
全理事	1,200,000円以内
全監事	100,000円以内

別表2（非常勤の役員等の報酬）

理事・監事・評議員の報酬

	日 額	費用弁償(日額)
理事会等会議への出席	5,000円	/
評議員会への出席	5,000円	
監事監査等への出席	10,000円	
理事長が、法人・施設業務のための出勤	15,000円	実 費
理事長を除く役員・評議員が、法人・施設業務のための出勤	5,000円	実 費